

山口市緊急通報システム事業運営要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等に対し、緊急通報システム（以下「システム」という。）を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適正な対応を図るとともに、安否確認及び各種相談等を行い、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とし、その業務は適切な事業運営が確保できると認められる事業者等（以下「運営主体」という。）に委託して行うものとする。

(定 義)

第3条 この要綱による山口市緊急通報システム事業（以下「本事業」という。）の「システム」とは、緊急通報用電話装置、ペンダント型緊急発進装置及び無線受信機をいう。

(利用対象者)

第4条 本事業のシステム利用対象者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、次に掲げる者とする。

（1）慢性疾患等により日常生活上、注意を要する65歳以上の高齢者で、次の要件のいずれかに該当する者

イ ひとり暮らしの者

ロ 同居する者全員が、次のいずれかに該当する者

i) 知的な遅れ、精神症状又は認知症状等により、緊急時の通報が困難であると認められる場合

ii) 就業等により日中または夜間において不在で、緊急時の通報が困難であると認められる場合

（2）ひとり暮らしの重度身体障害者等

（3）その他市長が特に必要と認めた者

(事業内容)

第5条 本事業は、次の各号に掲げるものとする。

（1）現にシステムを利用する者（以下「システム利用者」という。）宅へのシステムの設置及び撤去に関すること

（2）システムの設置にともなうシステム利用者の状況調査及び関係機関への情報提供に関すること

（3）緊急通報及び相談通報の受報に関すること

（4）消防署及び協力員等に対する通報に関すること

（5）システム利用者に対しての定期連絡に関すること

（6）システム運用状況等の報告に関すること

（7）前項に掲げるもののほか、この事業の目的を達成するため必要な事業を実施すること

(利用申請)

第6条 第4条に定める対象者でシステムの利用を希望する者又はその親族等（以下「申請者」という。）は、山口市緊急通報システム利用申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条に定める本事業の利用申請の手続きは、山口市の各地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、各圏域に設置されたものをいう。以下「包括支援センター」という。）の職員等において代行することができる。

(利用決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、必要に応じて山口市基幹型地域包括支援センター（介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターで、山口市が設置した統括機能をもつものをいう。）に設置される包括ケア会議（以下「包括ケア会議」という。）を活用し、当該対象者について速やかにその利用の必要性について検討し、システムの利用の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、別に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第8条 前項でシステムの利用決定を受けた申請者（以下「利用決定者」という。）は、システムの貸与について市長と使用貸借契約を締結するものとする。

(費用負担)

第9条 システム利用者は、本事業の利用に際し、別表1に掲げる費用負担額を負担するものとする。

- 2 運営主体の長は、前項に規定する負担額を利用者から徴収するものとする。
- 3 毎年7月1日を基準日として費用改定を行い、別表1に掲げる階層に変更があったシステム利用者については、山口市緊急通報システム利用負担額変更決定通知書により当該利用決定者に通知するものとする。
- 4 システムの移転費は、システム利用の取り消しによる場合は、市が負担するものとし、その他の理由により移転する場合の費用は、利用決定者の負担とする。
- 5 システムを破損又は滅失させた場合の修理費等にかかる費用は、利用決定者の負担とする。

(利用期間)

第10条 システムの利用期間は、当該システム利用者が在宅援護を必要としなくなるまでとする。ただし、第8条に定める使用貸借契約に違反したときは、この限りでない。

- 2 当該システム利用者が入院等した場合、在宅生活への復帰が原則として3箇月以内であると見込まれるときに限り、入院等した日から3箇月間はシステム利用の取り消しは行わないものとする。

(協力員の確保)

第11条 利用決定者は、緊急時に迅速に必要な措置をとることが可能な協力員2名

を原則として確保するものとする。

(届け出)

第12条 利用決定者は、登録事項に変更があった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の取り消し)

第13条 市長は、システム利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、システム利用の取り消しができるものとする。

(1) 第4条に該当しなくなったとき

(2) その他市長が不適切と認めたとき

2 前項の規定によりシステムの利用を取り消す場合は、山口市緊急通報システム利用取消通知書により該当利用決定者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第14条 運営主体は、本事業を円滑に推進するため、常に民生委員、包括支援センター及び消防署等の関係機関との連絡を密にし、システム利用者の緊急時等における対応に配慮しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、山口市緊急通報システム事業運営要綱(山口市制定)、小郡町緊急通報装置運用要綱(小郡町制定)、緊急体制等整備事業実施要綱(秋穂町制定)、阿知須町緊急通報体制等整備事業実施要綱(阿知須町制定)、又は徳地町緊急通報システム運営事業実施要綱(徳地町制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 編入前の阿東町の区域に住所を有する者に対する手続きその他行為については、平成22年度4月から適用し、平成21年度の手続きその他行為については、編入前の阿東町在宅福祉事業実施要綱の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

システムの利用に要する費用負担

階層	介護保険料区分（市民税課税状況）	負担額（月額）
A	第 1 段階～第 3 段階（市民税非課税世帯）	0 円
B	第 4 段階以上（市民税課税世帯）	4 0 0 円

※上記における階層は、毎年 7 月 1 日を基準日として改定を行うものとする。